

この重要事項説明書は、基本約款、個別約款その他個別契約条件(以下、約款等といいます。)*に基づきお客さまと当社との間で締結するガス供給及び使用に関する契約(以下、自由料金約款といいます。)*に関する説明を行うものです。

ご契約前に、自由料金契約に関する契約書の内容と合わせてご確認ください。

1. 個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客様の個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、当社、ガス小売事業者としての大阪ガス及び一般ガス導管事業者へ提供いたします。

2. 契約のお申込みについて

- **ガス自由料金契約は、当社が建築した戸建て住宅もしくは当社が建築した共同住宅(賃貸物件を除く)に入居されるお客さまが、各ガス自由料金契約の適用条件を満たし、各ガス自由料金契約の適用を希望される場合に適用いたします。**
- 当社と自由契約を締結することを希望された場合は、当社に直接お申込み頂くほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 同一の需要場所において他のガス小売ガス業者から当社の自由料金契約に変更(スイッチング)する場合、従前のガス小売事業者への解約連絡は当社が代行して行いますので、当社の供給開始とともに従前のガス小売事業者とお客様との契約は解約されます。お引越にに伴いガスの解約手続きはお客様ご自身で行っていただく必要があります。
- 自由料金契約を解約されたお客様が、同一需要場所で、自由料金契約のお申込みをされた場合で、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合、申込者が当社との他の契約にかかる債務を所定の履行期限を経過しても履行しない場合、当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合、内管が一般ガス導管事業者により工事を実施されたものでない場合等には、当社はお申込みを承諾できない事があります。

3. 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の約款等に従うものといたします。
- 当社は、ガス事業法において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「ガス自由料金契約」重要事項説明書および約款等をホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。
- 当社は、約款等を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款等によります。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。
- **当社は、約款等を変更した場合、変更後の約款を当社のホームページに掲載するほか又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。**
- 約款等または自由料金の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メール送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみ説明すれば足りるものといたします。また、同法15条に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 当社は約款等について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の自由料金契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、ガス事業法14条に基づく供給条件の説明については、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法で行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

4. 供給開始時期について

- スwitchングの場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
- 当社との間で締結しているガスの供給及び使用に関する契約の種別を変更する場合の変更後の契約による供給開始予定日は、契約種別の変更のお申込みを当社が承諾し手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日と致します。
- 当供給開始予定日は改めて通知いたします。また、供給開始予定日は手続きの都合等で変更になる場合があります。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングのお申込みをキャンセルされる場合は、供給予定日の4営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

5. 自由料金契約・割引制度の適用条件について

- 自由料金契約をお申込みされる場合には、お申込みの際に、その契約の適用条件及び割引制度の適用条件の対象となる機器やサービスの所有状況及び利用状況等を確認させていただきます。また、今後当社が必要とする場合は実際の所有状況及び利用状況等の確認にご協力いただくことについて承諾していただきます。
- 対象機器の撤去や当社とのサービス契約の解約等で自由料金契約又は割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。
- 自由料金契約又は割引制度の適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、約款等に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額の差額を精算させていただきます。

6. 料金について

- 単位料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。
- ガスの原料価格が高い場合やお客さまのご使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- また、ご使用状況や気候の変化等によるガス使用量の変動、原料調整費等の事由により、試算結果と実際のガス料金は異なります。

7. 料金計算方法について

- ガス料金は、1カ月あたりの基本料金と1m3あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0m3の場合は、割引の適用は行いません。また、割引上限額は月額4,400円(税込)といたします。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} \times 1 + \text{従量料金} \times \text{ガス使用量} - \text{割引額} \times \text{割引率}$$

※1 基本料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。
 ※2 従量料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。
 ※3 割引額は、割引制度の適用がある場合、割引額を差し引きます。

※1 ご契約いただく料金メニューによって決まります。

※2 原料価格の変動に応じて、この金額を毎月調整します。

※3 割引制度の適用がある場合、割引額を差し引きます。

8. 料金算定の方法と料金のお支払いについて

- 一般ガス導管事業者が託送供給約款に基づき検針および使用量の算定を行います。その結果を小売ガス事業者を経由で当社が受取り、当社の約款等の定めに基づきガス料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、次の期間をいいます。
 - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②及び③の場合を除きます)
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合又はガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
 - ③ ガスの供給を停止した日にガスの供給を再開した場合、供給開始日の翌日から次の検針日までの期間

- 新たにガスの使用を開始し、又は解約を行った場合(スイッチングによる場合を除きます)等で料金算定期間が29日以下又は36日以上となったときや、定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となったとき等に、約款等に定める算定式に基づき、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- ガス料金の支払い義務は、契約約款の定めに基づき、検針日、使用量の算定に関し協議の成立した日等に発生し、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- **支払期限を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。**
- ガス料金又は延滞利息は、口座振替、クレジットカード払い、払込又は当社が指定する方法にてお支払いいただきます。
- 支払期限日を経過してもお料金(当社とその他の契約の料金を含みます。)延滞利息又は約款等に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合やガスを不正に使用した場合等、当社が約款等で定める一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止又は解約することがあります。
- 当社はガス料金の明細書は当社ホームページを通じて、お客さまに通知いたします。当社は当該ホームページを通した明細書情報をもって、お客さまに請求を行ったものいたします。ただし、お客さまが希望する場合で当社が適当と認める場合には、書面でお知らせすることがあります。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。

9. 契約期間、契約の変更及び解約について

- **お客さまが電気の小売事業者の変更により、当社とのヘーベル電気需給契約を解約する場合、基本契約 5 (1)の規定より、当社とのガス需給契約も解約となります。その為、お客様は新たなガス小売事業者に対して契約の申し込みをしていただきます。新たなガス小売事業者から解約の通知を当社が受領した直後の定例検針日をもって解約の期限といたします。**
- お客さまが同一の需要場所においてガスの購入先を当社から他のガス小売事業者に変更される場合には、新たなガス小売事業者に対して契約のお申込みをしていただきます(当社への解約のお申し出は不要です)。
- お客さまが契約の変更や転宅等により解約を希望される場合は、ヘーベリアンセンターへお申し付け下さい。転宅等により解約を希望される場合は、解約を希望される日の15日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合などで、お客さまが無契約状態になったときには、ガスの供給が停止いたしますので、契約の締結を希望されるガス小売事業者へお申込みいただく、又は一般ガス導管事業者による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- 当社は、お客さまがすでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合や、ガスの供給の継続が困難な場合等には契約を解除することがあります。

10. 導管、ガスメーター、その他設備に関する費用負担について

- ガス工事をお申込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にお申込みしていただきます。
- 内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 本支管及び整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといたします。

11. 導管、機器、機械その他の設備に関する保安上の責任につ

- 内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- 大阪ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうか調査します。
- **お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。**
- お客さまは、当社、大阪ガス及び一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- その他保安について、約款等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

12. その他

- 大阪ガスは、原則として、次に規定する圧力、熱量、ガスグループ及び燃焼性に類別されるガスを提供いたします。
熱量：標準熱量45MJ/m³ 最低熱量44MJ/m³
圧力：最高圧力2.5kPa 最低圧力1.0kPa
ガスグループ：13A
ウォッベ指数：最小値52.7 最大値57.8
燃焼速度：最小値35 最大値47
- 災害の発生等によりガスの供給を制限又は中止する場合があります。これら、当社の責めによらずにガスの供給を制限又は中止する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- **当社、大阪ガス及び一般ガス導管事業者が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な理由が無い限り、立ち入ることを承諾していただきます。**
- ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対して必要なお客さまの協力等、託送供給約款に定められるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 従前のガス小売事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

◆ 問合せ先及び受付時間

<取次事業者(お客さまとの需給契約の契約者)>

旭化成ホームズ株式会社

東京都千代田区神田神保町1-105神保町三井ビルディング

ヘーベルガス窓口 ☎0120-2778-39

(平日10時~17時 水・日・祝日・年末年始を除く)

メール：hebeldenki-m@om.asahi-kasei.co.jp

<ガス小売事業者(ガスの供給者)>

大阪ガス株式会社(登録番号A0024)

大阪府大阪市中央区平野町 4 - 1 - 2

0120-000-555

全日9時~19時 ※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

ホームページ：https://www.osakagas.co.jp/

13.適用条件

【スマート発電料金契約】

次のいずれかの条件を満たし、お客さまがスマート発電料金契約の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 専用住宅において、家庭用コージェネレーションシステムを使用すること。
- (2) 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限りす。）の住居部分において、家庭用コージェネレーションシステムを使用すること。
ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が
- (3) 700W以上5kW以下であること。

【あつためトク料金契約】

(1)または(2)におけるいずれかの条件を満たし、お客さまがあつためトク料金契約の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) あつためトク料金 スタンダードプラン(第一種)
 - ① **ガス式床暖房**を設置し、日常的に使用されていること。
 - ② 併用住宅においては、ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限る。
- (2) あつためトク料金 エコジョーズプラン(第二種)
 - ① **ガス式床暖房と高効率給湯器**(定格給湯能力が60号以下)を設置し、季節に応じ日常的に使用されていること。
 - ② 併用住宅においては、ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限る。

【家事トク料金契約】

次のいずれかの条件を満たし、お客さまが家事トク料金契約の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機(以下「浴乾」といいます。)を使用している
- (2) ガス衣類乾燥機を使用している。

【一般料金契約】

お客さまが一般料金契約の適用を希望される場合に適用いたします。

【マイホーム発電料金】 【床暖料金】

2022年3月末日をもって新規申込受付を終了。現在大阪ガスで同名プランに加入済の方が適応を希望される場合に適用いたします。

14.料金メニュー

料金(税込)は、以下のとおり算定いたします。

割引なしの場合	基本料金 + 従量料金（ 従量料金単価 × ご使用量 ）
割引ありの場合	基本料金＋従量料金（従量料金単価×ご使用量）－割引額＊ ＊割引額 = （ 基本料金 + 従量料金 ） × 割引率 ただし、割引上限額は4,400円/月(税込)とし、料金算定期間のご使用量が0㎡の場合は0円といたします。

【スマート発電料金契約】

○料金表

料金表	基本料金(円/月)	基準単位料金※1(円/㎡)
A	3,600.00	81.44

※1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。
実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。

○割引種別※2の適用条件および割引率

複数の割引種別が適用となる場合は、割引率は適用となる割引種別の割引率の合計といたします。

割引種別	適用条件	割引率
①床暖房及び浴乾	スマート発電料金契約の需要場所において床暖房及び浴乾を設置し、季節に応じ日常的に使用していること	4%
②太陽光発電	スマート発電料金契約の需要場所に設置され、かつ当該需要場所の居住の用に供する部分に電力を供給している太陽光発電を使用していること	3%※3
③蓄電池又はV2H	スマート発電料金契約の需要場所に設置され、かつ当該需要場所の居住の用に供する部分に電気を供給している蓄電池システム又はV2Hを使用していること	3%※3
④余剰電力買取	大阪ガスとの間で余剰電力買取契約を締結し、家庭用コージェネレーションシステムで発電された余剰電力の買取を開始していること	2%

※2 適用条件を満たし、お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。
※3 ②及び③は重複適用できません。
ただし、割引上限額は4,400円/月(税込)とし、料金算定期間のご使用量が0㎡の場合は0円といたします。

【あつためトク料金契約】

○スタンダードプラン 料金表

適用期間	料金表	1ヶ月のご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/㎡)
夏期 (4月～11月検針分)	A	20㎡まで	759.00	174.81
	B	20㎡をこえて50㎡まで	1,364.81	144.52
	C	50㎡をこえて100㎡まで	1,635.74	139.10
	D	100㎡をこえる	2,074.72	134.71
冬期 (12月～3月検針分)	E	20㎡まで	759.00	174.81
	F	20㎡をこえて50㎡まで	1,491.33	138.19
	G	50㎡をこえて100㎡まで	3,309.00	101.82
	H	100㎡をこえる	3,310.00	101.81

○エコジョーズプラン 料金表

適用期間	料金表	1ヶ月のご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/㎡)
夏期 (4月～11月検針分)	A	20㎡まで	759.00	117.90
	B	20㎡をこえて50㎡まで	1,269.33	146.43
	C	50㎡をこえて100㎡まで	1,635.74	139.10
	D	100㎡をこえる	2,074.72	134.71
冬期 (12月～3月検針分)	E	20㎡まで	759.00	171.90
	F	20㎡をこえて50㎡まで	1,745.00	122.60
	G	50㎡をこえて100㎡まで	2,728.00	102.94
	H	100㎡をこえる	2,867.00	101.55

※1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。
実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。

○割引種別※2の適用条件および割引率

割引種別	適用条件	割引率
浴乾	あつためトク料金契約の需要場所において浴乾を設置し、季節に応じ日常的に使用していること	4%

※2 適用条件を満たし、お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。
ただし、割引上限額は4,400円/月(税込)とし、料金算定期間のご使用量が0㎡の場合は0円といたします。

【家事トク料金契約】

○料金表※2

料金表	1ヶ月のご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金※1(円/㎡)
A	20㎡まで	1,262.70	142.57
B	20㎡をこえて50㎡まで	1,263.70	142.55
C	50㎡をこえて100㎡まで	1,358.00	140.66
D	100㎡をこえて200㎡まで	1,834.00	135.90
E	200㎡をこえて350㎡まで	1,838.35	135.88
F	350㎡をこえて500㎡まで	1,842.33	135.87
G	500㎡をこえて1000㎡まで	1,847.00	135.86
H	1000㎡をこえる	1,857.00	135.85

※1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。
実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。
※2 適用条件を満たし、お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。

【一般料金契約】

○料金表

料金表	1ヶ月のご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金※1(円/㎡)
A	20㎡まで	759.00	174.81
B	20㎡をこえて50㎡まで	1,364.81	144.52
C	50㎡をこえて100㎡まで	1,635.74	139.10
D	100㎡をこえて200㎡まで	2,074.72	134.71
E	200㎡をこえて350㎡まで	3,506.75	127.55
F	350㎡をこえて500㎡まで	3,834.72	126.62
G	500㎡をこえて1000㎡まで	6,981.94	120.32
H	1000㎡をこえる	7,307.87	120.00

※1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。
実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。